

## 生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

<b>休業等で生活できない</b>	<b>借入 緊急小口資金（特例）</b>	借入上限 <b>10万円</b> （特別な場合 <b>20万円</b> ） 据置期間：1年以内、返済期間：2年以内	①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要な場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。	<b>申請</b> 我孫子市社会福祉協議会 我孫子1861 平日 9時～17時 04-7184-1539
<b>退職等で住宅を失う（かも）</b>	<b>借入 総合支援資金（特例）</b>	借入上限 <b>20万円</b> （単身者 <b>15万円</b> ）/月 据置期間：1年以内、返済期間：10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。	<b>申請</b> 我孫子市健康福祉部社会福祉課 我孫子1858 平日 9時～17時 04-7185-1111
<b>児童手当を受給していれば</b>	<b>給付 住居確保給付金</b>	給付額 <b>自治体によって異なる</b> 支給期間 原則3ヶ月	①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ <b>65歳未満</b> であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。	<b>申請</b> 我孫子市役所から通知あり <b>電子申請</b> マイナポータル 総務省コールセンター 平日 9:00～18:30 03-5638-5855
<b>一律支給</b>	<b>給付 子育て世帯給付金</b>	給付額 <b>1万円/児童1人につき</b>	①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。	
	<b>給付 特別定額給付金（仮称）</b>	給付額 <b>10万円/1人につき</b>	①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。	

## 休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

<b>子育て世代が臨時休校で仕事を休む</b>	<b>助成 小学校休学等対応助成金</b>	助成額：労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率： <b>10/10</b>	臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇（賃金全額支給）を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた。	<b>送付申請</b> 学校等休業助成金支援金受付センター 〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室 平日・土日 9～21時 0120-60-3999
<b>従業員に休業してもらう</b>	<b>給付 雇用調整助成金</b>	助成額：労働者1人1日 <b>8,330円</b> まで 助成率： <b>中小企業9/4・10/10、大企業4/5</b>	①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。	<b>申請</b> 松戸ハローワーク 平日 8:30～17:15 松戸1307-1 松戸ビル 047-703-1880 (31#)

## 支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

<b>延滞金・税なしで支払先送り</b>	<b>猶予・減免</b>	<b>市税</b> 我孫子市企画財政部収税課 04-7185-1349 <b>県税</b> 千葉県総務部税務課 043-223-2127 <b>国税</b> 成田税務署 0476-28-5151	<b>国民健康保険等</b> 我孫子市健康福祉部国保年金課 04-7185-1111 <b>厚生年金保険</b> 松戸年金事務所(年金機構) 047-345-5517	<b>東京電力</b> 0120-993-052 <b>docomo</b> 0800-333-0500 <b>東京ガス</b> 0570-002-211 <b>au</b> 157または0077-7-111 <b>水道局</b> 04-7184-0116 <b>softbank</b> 0800-170-4535
----------------------	--------------	--	--	---

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

## 資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者に現金支給する制度です。

<b>民間系金融機関から借入する</b>	<b>担保力拡大</b>	<b>信用保証枠の拡大認定</b> 危機関連保証・SN保証4号・5号	<b>【危機関連保証】 保証割合100%</b> <b>【SN保証4号】 保証割合100%</b> <b>【SN保証5号】 保証割合 80%</b>	売上高:「直近月」及び「直近月+見込2ヶ月」が 昨対15%以上減 売上高:「直近月」及び「直近月+見込2ヶ月」が 昨対20%以上減 売上高:直近3ヶ月が昨対5%以上減	<b>認定</b> 我孫子市 環境経済部企業立地推進課 我孫子1858番地(分館2階) 平日 8:30～17:15 04-7167-1141 ※借入先は民間金融機関へ
<b>メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合</b>	<b>金利</b>	<b>制度融資</b> 金利と信用保証料を補助	<b>千葉県</b> 当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間10年 据置5年	危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した売上高の減少を満たすこと。 5号認定の場合、保証料が1/2のケースもある。	<b>申請</b> 千葉県 商工労働部経営支援課 金融支援室 千葉市中央区市場町1-1 平日 8:30～17:15 043-223-2707
<b>政府系金融機関から借入する</b>	<b>借入</b>	<b>新型コロナウイルス特別貸付</b>	<b>当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ</b> 返済期間15年 据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。	<b>申請</b> 我孫子市環境経済部企業立地推進課 我孫子1858番地(分館2階) 平日 8:30～17:15 04-7167-1141
<b>日本政策公庫 商工会議所 商工中金</b>	<b>借入</b>	<b>商工中金 危機管理融資(商工中金)</b>	<b>当初3年間 金利ゼロ・無担保</b> 返済期間15～20年/据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。	<b>申請</b> 日本政策金融公庫 千葉支店:千葉市中央区市場町1-1 (国民生活事業)043-241-0078 (中小企業事業)043-243-7121
<b>事業継続を前提として給付される</b>	<b>借入</b>	<b>新型コロナウイルス対策 マル経融資(商工会議所)</b>	<b>当初3年間 金利ゼロ・無担保</b> 返済期間7～10年/据置3～4年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。	<b>申請</b> 商工中金千葉支店 千葉市中央区新町3-13 0120-542-711
	<b>給付</b>	<b>持続化給付金</b>	給付額: 法人 <b>200万円以内</b> 個人事業主 <b>100万円以内</b>	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 <b>前年総売上-(前年増収▲50%売上×12ヶ月)</b> にて算出。(上限は左の通り。)	<b>申請</b> 我孫子商工会 寿1丁目13番27号1458 平日 9:00～17:00 04-7182-3131
	<b>給付</b>	<b>千葉県中小企業 再建支援事業</b>	給付額: <b>10万円～最大30万円以内</b>	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円	<b>電子申請</b> 持続化給付金サイト https://www.jizokuka-kyufu.jp/ 平日・休日 9時～17時 03-3501-1544

## 事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

<b>新規販路を開拓する</b>	<b>補助</b>	<b>持続化補助金</b>	補助額: <b>100万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	<b>コロナ特別枠</b> 締切 5/15 非接触対策を含むこと	感染症の影響を乗り越えるために、販路開拓等にかかる費用の一部を補助。 ※通常枠(補助額50万円)は常時公募中。	<b>問合せ先</b> 平日 9:30～12:00/13:00～17:30 全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2359
<b>設備投資で対応する</b>	<b>補助</b>	<b>ものづくり補助金</b>	補助額: <b>1,000万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	<b>コロナ特別枠</b> 締切 5/20	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資費用の一部を補助。 ※通常枠(補助率:中小1/2、小規模事業者2/3)は常時公募中。	<b>問合せ先</b> 平日 10:00～17:00 ものづくり補助金事務局 050-8880-4053 <b>申請</b> 中小企業生産性革命推進事業
<b>テレワーク・ITで対応する</b>	<b>補助</b>	<b>IT導入補助金</b>	補助額: <b>450万円以内</b> 補助率: <b>2/3以内</b>	<b>コロナ特別枠</b> 締切 6月末	ITツール(ソフトウェア・サービス)導入費用の一部を補助。特別枠はハードウェア(PC・タブレット)レンタルも対象。 ※通常枠(補助率:1/2)は常時公募中。	<b>問合せ先</b> 平日 9:30～17:30 サービス安心推進協議会 0570-666-424 <b>WEBサイト</b>